

市第95号議案

横浜市事務分掌条例の一部改正

横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月6日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例

横浜市事務分掌条例（昭和26年10月横浜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中

「 総務局

- (1) 議会に関する事項
- (2) 条例の審査、立案その他の市の行政一般に関する事項
- (3) 職員の進退、身分、給与及び福利厚生に関する事項
- (4) 他の局の主管に属しない事項

を

「 総務局

- (1) 議会に関する事項
- (2) 危機管理及び市民の安全に関する事項
- (3) 条例の審査、立案その他の市の行政一般に関する事項
- (4) 職員の進退、身分、給与及び福利厚生に関する事項
- (5) 他の局の主管に属しない事項

に、

「(2) 臨海開発に関する事項

消防局

(1) 危機管理及び市民の安全に関する事項」
を
「(2) 臨海開発に関する事項」
に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提 案 理 由

震災等の危機事象に、より迅速かつ的確に対応するため、横浜市
事務分掌条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市事務分掌条例（抜粋）

$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現 行} \end{array} \right)$

（統括本部及び局の事務分掌）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項後段の規定による横浜市の事務分掌は、次のとおりとする。

（省略）

総務局

- (1) 議会に関する事項
 - (2) 危機管理及び市民の安全に関する事項
 - ~~(3)~~ 条例の審査、立案その他の市の行政一般に関する事項
 - ~~(2)~~
 - ~~(4)~~ 職員の進退、身分、給与及び福利厚生に関する事項
 - ~~(3)~~
 - ~~(5)~~ 他の局の主管に属しない事項
 - ~~(4)~~
- （省略）

消防局

- (1) 危機管理及び市民の安全に関する事項